

大財第 37 号
平成 28 年 9 月 16 日

大阪市会議長 木下 誠 様

大阪市長 吉村 洋文

議案第 106 号大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の一部修正の承諾を求めることについて

平成 28 年 2 月 16 日に提出した議案第 106 号大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

第 8 条の次に 2 条を加える改正規定のうち第 10 条第 4 項第 1 号中「、第 5 号及び第 6 号」を削り、「同項第 2 号及び第 5 号」を「同項第 1 号及び第 2 号」に改める。

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条例案の一部を修正する必要があるため。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例案 (抄)

省 略

第8条の次に次の2条を加える。

省 略

(利用料金)

第10条 省 略

2-3 省 略

4 第2項の表の「業務用」とは、次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途をいう。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号のいずれかに該当する営業（同項第2号及び第5号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的

(2)-(5) 省 略

5 省 略

省 略